

雇用調整助成金等に係る不正受給返納金等債権の債権管理に当たり、督促状の送付等を適時適切に行うことについて労働局に対して改めて指導するなどするよう是正改善の処置を求め、及び効率的かつ効果的に行うための方策を十分に検討した上で講ずるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計（部）雑収入（款）諸収入
	（項）弁償及返納金
	労働保険特別会計（雇用勘定）
	（款）雑収入
	（項）雑収入
部 局 等	厚生労働本省、12労働局
不正受給返納金等債権の債権管理の概要	国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）等に基づき、雇用調整助成金等の不正受給等に係る返納金等債権を管理するもの
検査の対象とした債権	2,054件（1,039事業主等 債権金額214億4197万余円）
督促状の送付等が適時適切に行われていなかった債権(1)	1,037件（576事業主等 債権金額 104億0630万円）

消滅時効が完成したのに、不納欠損としての整理が直ちに行われていなかった債権(2)	41件	(27事業主等	債権金額	2億1241万円)
(1)及び(2)の純計	1,046件	(581事業主等	債権金額	104億7814万円)

【是正改善の処置を求め及び意見を表示したものの全文】

雇用調整助成金等に係る不正受給返納金等債権の債権管理について

(令和8年9月29日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第36条の規定により意見を表示する。

記

1 雇用調整助成金等に係る不正受給返納金等債権の債権管理の概要等

(1) 雇用調整助成金等の概要

貴省は、雇用保険を管掌しており、雇用安定事業及び能力開発事業の一環として、
(注1)
雇用保険法（昭和49年法律第116号）等に基づき、雇用調整助成金をはじめとする助成金等を支給している。

(注1) 雇用調整助成金 事業活動の縮小を余儀なくされた場合等に、雇用する雇用保険被保険者について休業等により雇用調整を行った事業主に対して、事業主が支払った休業等に係る賃金の額（以下「休業手当」という。）に相当する額を対象として助成を行うなどするもの。令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症による雇用への影響が続く中で、特例として、支給対象となる事業主の要件を緩和するなどの措置が講じられた（以下、この特例を「コロナ特例」という。）。

また、貴省は、新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえて、令和2年度に緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（以下「休業支援金」という。）及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援給付金（以下「休業給付金」という。）の制度を創設して、4年度までの休業を対象として、それぞれ支給していた（以

下、上記の雇用調整助成金をはじめとする助成金等、緊急雇用安定助成金、休業支援金及び休業給付金を合わせて「各種助成金等」といい、雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金、休業支援金及び休業給付金を合わせて「4助成金等」という。）。

4助成金等の概要をまとめると、図表1のとおりである。

図表1 4助成金等の概要

4助成金等	創設時期	支給の対象とする 休業の期間	支給対象者
雇用調整助成金	昭和56年6月 (令和2年2月)	規定なし (2年1月から 5年3月まで)	雇用する雇用保険被保険者について休業等により雇用調整を行い、当該労働者に対して休業手当を支払った事業主
緊急雇用安定助成金	2年4月	2年4月から 5年3月まで	雇用する雇用保険被保険者以外の労働者について休業により雇用調整を行い、当該労働者に対して休業手当を支払った事業主
休業支援金	2年6月		休業していながら休業手当が支給されない雇用保険被保険者
休業給付金			休業していながら休業手当が支給されない雇用保険被保険者以外の労働者

(注) 雇用調整助成金の「創設時期」欄及び「支給の対象とする休業の期間」欄の括弧書きは、コロナ特例について示している。

4助成金等については、雇用調整助成金のみであった元年度の支給件数は計6,401件（支給額計42億余円）であったのに対して、他の3助成金等を設けるなどした2年度の支給件数は計4,168,308件（支給額計3兆2789億余円）と大きく増加し、元年度から6年度までの支給件数は計13,524,351件（支給額計6兆8725億余円）となっている（図表2参照）。

図表2 4助成金等の支給実績

(単位：件、億円)

項目	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
支給件数	6,401	4,168,308	5,918,293	3,107,464	294,499	29,386	13,524,351
支給額	42	3兆2789	2兆5767	9332	629	164	6兆8725

(2) 不正受給返納金等債権の債権管理の概要等

ア 不正受給返納金等債権の概要

都道府県労働局（以下「労働局」という。）の調査、本院の会計実地検査等により、不正受給又は過誤払（以下「不正受給等」という。）が判明した場合、都道府県労働局長（以下「労働局長」という。）は、受給者に対して不正受給等に係る各種助成金等の返還等を命じて、①不正受給等に係る各種助成金等の返納金債権（以下「不正受給等の返納金債権」という。）、及び②不正受給に係る各種助成金等の額の2割に相当する額以下の金額等を納付することを命ずる場合に発生する債権（以下「損害賠償金債権」という。）を管理することとなっている（以下、不正受給等の返納金債権及び損害賠償金債権を合わせて「不正受給返納金等債権」という。）。

イ 不正受給返納金等債権の債権管理の概要

労働局長は、歳入徴収官として、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号。以下「債権管理法」という。）、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）等のほか、貴省本省が定める「債権管理事務・徴収関係事務取扱要領」（平成23年職発0926第3号。以下「取扱要領」という。）^(注2)に基づいて、不正受給返納金等債権の債権管理を行うこととなっている。

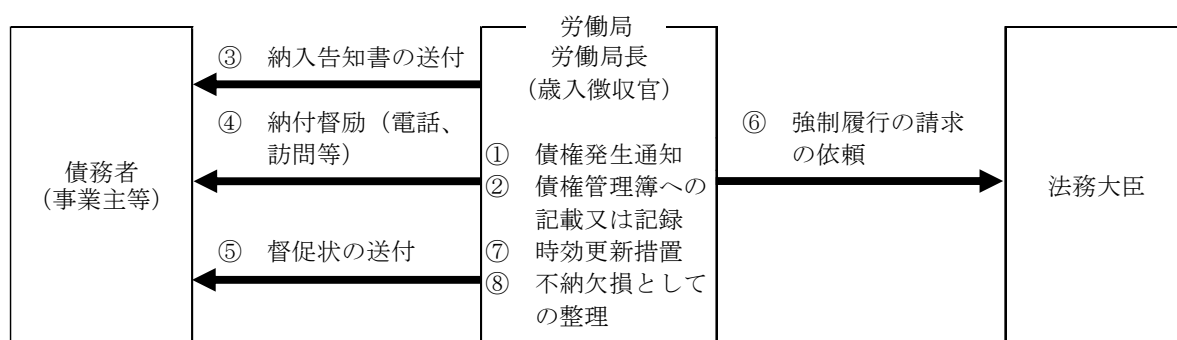
(注2) 緊急雇用安定助成金及び休業給付金に係る不正受給返納金等債権の債権管理については、取扱要領の対象となっていない。

また、貴省本省は、労働局に対して、一般的に滞納が長引くほど回収が困難になる傾向があり、債権管理を行うに当たっては迅速な初期対応を意識する必要がある

ことを研修等により周知している。

不正受給返納金等債権の債権管理事務について、債権発生通知から不納欠損としての整理までの基本的な流れを示すと、図表3のとおりである。

図表3 不正受給返納金等債権の債権管理事務（債権発生通知から不納欠損としての整理まで）の基本的な流れ



- ① 不正受給等に係る各種助成金等の返還等を命じた労働局長は、労働局長（歳入徴収官である労働局長をいう。以下同じ。）に対して債権発生通知書を送付する。【法令】
- ② 労働局長は、債務者の住所、氏名、債権金額、履行期限等を債権管理簿に記載又は記録する。【法令】
- ③ 労働局長は、債務者に対して納入告知書を送付する。なお、履行期限は、不正受給に係る各種助成金等の返納金債権については不正受給した日であり、過誤払に係る各種助成金等の返納金債権及び損害賠償金債権については調査決定した日から20日以内の日である。【法令】
- ④ 労働局は、不正受給返納金等債権の納付が滞った場合、電話、文書の送付、呼出面談、訪問等により、債務者と頻繁に接触して、納付督促を行う。【要領】
- ⑤ 労働局長は、不正受給返納金等債権の全部又は一部について、債務者に対して送付した納入告知書で指定された期限を経過してもなお納付されない場合には、履行を督促するために債務者に対して督促状を送付する。【法令】
- ⑥ 労働局長は、債務者に対して督促状を送付した後、相当の期間を経過してもなお納付されない場合には、法務大臣に対して、訴訟手続等による履行の請求を求める（以下、この手続を「強制履行の請求の依頼」という。）。【法令】
- ⑦ 不正受給返納金等債権は、不正受給等のあったときから5年間行使しないときは時効によって消滅することなどとなっており、労働局長は、その所掌に属する債権が時効によって消滅するおそれがあるときは、債務者からの債務承認書の提出による承認等により、時効を更新するために必要な措置（以下「時効更新措置」という。）を執る。【法令】
- ⑧ 労働局長は、不正受給返納金等債権の消滅時効が完成するなどしたときは、直ちに不納欠損として整理する。【法令】

（注） ①から⑧までの債権管理事務の説明の文末にある記載は、各債権管理事務の根拠を示しており、「【法令】」とあるのは債権管理法等の法令、「【要領】」とあるのは取扱要領である。

不正受給返納金等債権の債権管理事務の基本的な流れは図表3のとおりであるが、

労働局長は、債権管理法等に基づき、法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められる場合等であって、債務を履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるときは、以後当該債務者に係る債権について、保全及び取立てに関する事務をすることを要しないものと整理することができることとなっている（以下、このように整理することを「徴収停止」という。）。

ウ 債権の現在額の報告の概要

前記のとおり、労働局長は、債権管理法等に基づき、債務者の住所、氏名、債権金額、履行期限等を債権管理簿に記載又は記録しなければならないこととなっている。そして、債権管理簿に基づいた毎年度末における債権の現在額については、歳入歳出決算とともに、国会に報告されることとなっている。

エ 不正受給返納金等債権等の推移

4助成金等については、新型コロナウイルス感染症等への対応のため、迅速な支給が求められ、申請書類の簡素化及び審査の迅速化が行われたことなどを背景として不正受給等が相次いで発生し、それらが労働局の調査等により判明した。このような状況を受けて、不正受給返納金等債権の件数は、元年度末が1,780件（債権金額計62億余円）であったのに対して、6年度末は計18,814件（債権金額計747億余円）と大きく増加している（図表4参照）。また、不納欠損として整理された不正受給返納金等債権（以下「不納欠損済債権」という。）の件数は、元年度から6年度までの間

に計1,017件（債権金額計37億余円）となっている（図表5参照）。

図表4 各年度末時点における不正受給返納金等債権の推移（単位：件、億円）

項目	令和元年度末	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末	6年度末
件数	1,780	2,013	3,693	7,606	14,074	18,814
債権金額	62	60	96	244	502	747

図表5 各年度における不納欠損済債権の推移（単位：件、億円）

項目	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
件数	120	111	231	99	158	298	1,017
債権金額	3	4	7	2	4	13	37

2 本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

1（2）エのとおり、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けて、不正受給返納金等債権の件数は大きく増加している。

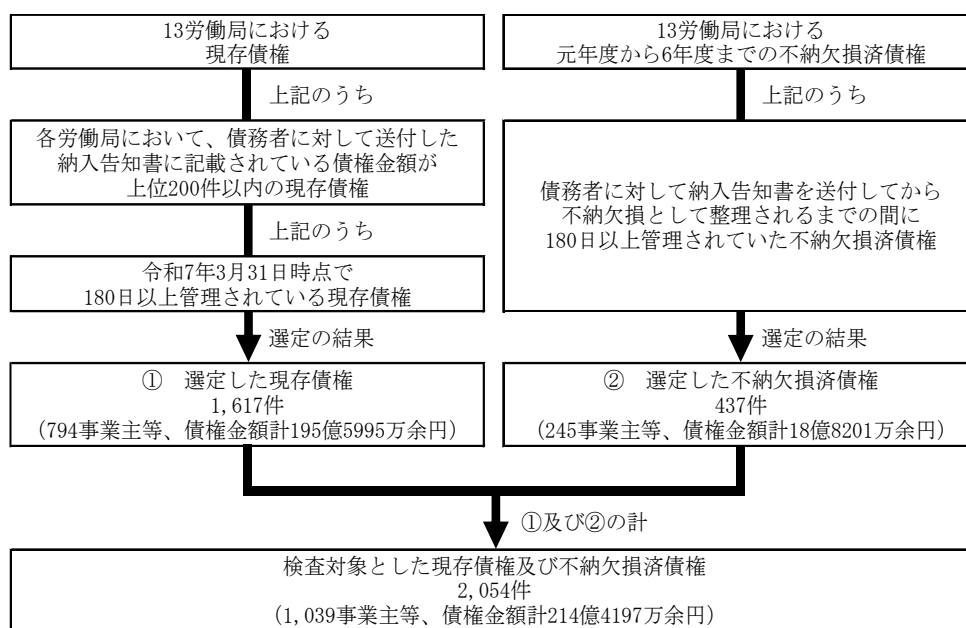
そこで、本院は、合规性、有効性等の観点から、労働局における不正受給返納金等債権の債権管理が債権管理法等及び取扱要領に基づいて適時適切に行われているか、貴省本省において多数の不正受給返納金等債権の債権管理を行うための効率的かつ効果的な方策が講じられているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、全国47労働局のうち^{（注3）}13労働局において、7年3月31日時点で管理されている不正受給返納金等債権（以下「現存債権」という。）及び元年度から6年度までの^{（注4）}不納欠損済債権計2,054件（1,039事業主等、債権金額計214億4197万余円）を対象として、貴省本省及び上記の13労働局において、債権管理簿等により債権管理の状況につい

て確認するなどして会計実地検査を行うとともに、上記の13労働局から債権管理の状況に関する調書の提出を受けて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

(注3) 13労働局 北海道、青森、福島、埼玉、千葉、東京、福井、愛知、滋賀、奈良、広島、高知、福岡各労働局

(注4) 検査対象とした現存債権及び不納欠損済債権2,054件については、次の過程を経て選定している。



(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 債権管理が適時適切に行われていない事態

1,046件 (581事業主等、債権金額計104億7814万余円)

(ア及びイの事態には重複しているものがある。)

ア 督促状の送付等が適時適切に行われていない事態

前記13労働局の現存債権及び不納欠損済債権2,054件のうち、督促状の送付等が適時適切に行われていなかった債権が、次のとおり、福井労働局を除く12労働局にお

いて1,037件（576事業主等、債権金額計104億0630万余円）見受けられた（(ア)から(エ)までの債権には重複しているものがある。）。

(ア) 納付督促が行われていなかった債権

労働局は、取扱要領に基づき、不正受給返納金等債権の納付が滞った場合、債務者と頻繁に接触して、納付督促を行うこととなっている。

しかし、前記の12労働局において、債務者に対して納入告知書を送付した後、相当の期間納付がないのに、初期対応としての納付督促が行われていなかった債権が339件（207事業主等、債権金額計21億8767万余円）見受けられた（上記の期間内に徴収停止が行われたなどの債権を除く。）。

(イ) 督促状の送付が行われていなかった債権

労働局長は、債権管理法等に基づき、不正受給返納金等債権の全部又は一部について、債務者に対して送付した納入告知書で指定された期限を経過してもなお納付されない場合には、履行を督促するために債務者に対して督促状を送付することとなっている。

しかし、前記の12労働局において、債務者に対して納入告知書を送付した後、相当の期間納付がないのに、督促状の送付が行われていなかった債権が994件（551事業主等、債権金額計102億0284万余円）見受けられた（上記の期間内に徴収停止が行われたなどの債権を除く。）。

(ウ) 強制履行の請求の依頼が行われていなかった債権

労働局長は、債権管理法等に基づき、債務者に対して督促状を送付した後、相

当の期間を経過してもなお納付されない場合には、法務大臣に対して、強制履行の請求の依頼を行うこととなっている。

(注5)
しかし、9労働局において、債務者に対して督促状を送付した後、相当の期間を経過してもなお納付されないのに、強制履行の請求の依頼が行われていなかった債権が119件（77事業主等、債権金額計5億2188万余円）見受けられた（上記の期間内に徴収停止が行われたなどの債権を除く。）。

(注5) 9労働局 北海道、青森、福島、埼玉、東京、愛知、奈良、高知、福岡
各労働局

また、強制履行の請求の依頼が行われていなかった理由について確認したところ、複数の労働局において、ノウハウがないことを理由の一つに挙げていた。そこで、貴省本省における労働局に対する指導の状況を確認したところ、強制履行の請求の依頼を行うに際して作成する文書に記載する事項を取扱要領に定めるところなどにとどまっていて、具体的な手順等を示した上で、強制履行の請求の依頼を適時適切に行うよう指導しておらず、貴省本省の労働局に対する指導が適切に行われているとは認められない状況となっていた。

(エ) 時効更新措置が執られていなかった債権

労働局長は、債権管理法等に基づき、その所掌に属する債権が時効によって消滅するおそれがあるときは、債務者からの債務承認書の提出による承認等により、時効更新措置を執らなければならないこととなっている。

(注6)
しかし、8労働局において、債務者に対して納入告知書を送付してから消滅時効が完成するまでの間、債務者からの債務承認書の提出による承認等の時効更新措

置が一度も執られていなかった債権が91件（70事業主等、債権金額計2億5714万余円）見受けられた（上記の間に徴収停止が行われた債権を除く。）。

（注6） 8労働局 北海道、青森、福島、埼玉、東京、奈良、広島、福岡各労働局

（ア）から（エ）までの債権について内訳を示すと、図表6のとおりである。

図表6 督促状の送付等が適時適切に行われていなかった債権の内訳

債権	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(ア)から(エ)までの純計
	件数 事業主等 債権金額	件数 事業主等 債権金額	件数 事業主等 債権金額	件数 事業主等 債権金額	件数 事業主等 債権金額
現存債権	217件 124事業主等 18億0328万余円	748件 399事業主等 92億8102万余円	49件 35事業主等 3億3324万余円	-	766件 411事業主等 94億1825万余円
不納欠損 債権	122件 83事業主等 3億8438万余円	246件 152事業主等 9億2181万余円	70件 42事業主等 1億8863万余円	91件 70事業主等 2億5714万余円	271件 165事業主等 9億8805万余円
計	339件 207事業主等 21億8767万余円	994件 551事業主等 102億0284万余円	119件 77事業主等 5億2188万余円	91件 70事業主等 2億5714万余円	1,037件 576事業主等 104億0630万余円

（注） 図表中の（ア）から（エ）までは、本文中の（ア）から（エ）までに対応している。

（ア）及び（イ）の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

福島労働局は、事業主Aが令和2年度から4年度までの各年度に不正受給した雇用調整助成金に係る不正受給返納金等債権計4件（債権金額計1598万余円）について、6年8月に事業主Aに対して納入告知書を送付した。

しかし、同労働局は、納入告知書を送付した後、事業主Aからの納付がないのに、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けて不正受給返納金等債権の件数が大きく増加して、それに伴い必要となる督促状の送付等に対応できなかったことなどから、事業主Aに対する納付督促及び督促状の送付を1年以上行っていない。

なお、同労働局は、本院の指摘を踏まえて、事業主Aに対して、8年4月に納付督促を、同年5月に督促状の送付をそれぞれ行った。

イ 消滅時効が完成したのに、不納欠損としての整理が直ちに行われていない事態

労働局長は、歳入徴収官事務規程に基づき、不正受給返納金等債権の消滅時効が

完成するなどしたときは、直ちに不納欠損として整理しなければならないこととなっている。

(注7)
しかし、3労働局において、消滅時効が完成してから1年以上不納欠損として整理されておらず、消滅時効が完成した日が属する年度から不納欠損として整理された年度の前年度までの各年度末における債権の現在額に含まれる結果となっていた債権が、不納欠損済債権で41件（27事業主等、債権金額計2億1241万余円）見受けられた。

(注7) 3労働局 青森、東京、奈良各労働局

(2) 多数の不正受給返納金等債権の債権管理を効率的かつ効果的に行うための方策を十分に講じていない事態

(1)のとおり、12労働局において督促状の送付等が適時適切に行われていなかったなどしていた不正受給返納金等債権が多数見受けられたことから、貴省本省が、労働局における不正受給返納金等債権の増加を踏まえて、債権管理を効率的かつ効果的に行うための方策を講じているかどうかについて確認した。貴省本省は、労働局において債権管理に従事する人員が限られている中、労働局における債権管理事務の一部については外部委託を活用するなどして対応したとしていた。しかし、債権管理事務の大半は引き続き労働局が直接行っている状況となっていて、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けて、各労働局の管理する不正受給返納金等債権が大きく増加し、かつ、個々の債権ごとに債務者の資力、状況等が異なっている中で、12労働局においては、個々の債権に応じた債権管理を十分に行うことができる状況とはなっていないかった。

このように、貴省本省において、労働局の管理する不正受給返納金等債権が大きく増加する中で、多数の不正受給返納金等債権の債権管理を効率的かつ効果的に行うための方策を十分に講じているとは認められない状況となっていた。

(是正改善及び改善を必要とする事態)

労働局における不正受給返納金等債権の債権管理が適時適切に行われていない事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。また、貴省本省において、多数の不正受給返納金等債権の債権管理を効率的かつ効果的に行うための方策を十分に講じていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省本省において、次のことなどによると認められる。

ア 労働局に対して、納付督促、督促状の送付及び時効更新措置を適時適切に行うこと、並びに消滅時効が完成した場合の不納欠損としての整理を直ちに行うことについての指導が十分でないこと。また、労働局に対して、強制履行の請求の依頼について、具体的な手順等を示した上で、適時適切に行うよう指導することの必要性についての理解が十分でないこと

イ 多数の不正受給返納金等債権の債権管理を効率的かつ効果的に行うための方策についての検討が十分でないこと

3 本院が求める是正改善の処置及び表示する意見

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けて大きく増加した不正受給返納金等債権に

については、不正受給者等から円滑に回収等をしていくために、適時適切に債権管理を行う必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症等の場合と同様に、今後、経済社会情勢に大きな影響を及ぼす事由が生じ、雇用調整助成金の支給要件を緩和するなどして支給件数が大きく増加する状況となった場合、多数の不正受給返納金等債権が発生することが想定され、労働局において、それらに対する適時適切な債権管理が必要となる。

については、貴省において、労働局における不正受給返納金等債権の債権管理が適時適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求め、及び意見を表示する。

ア 労働局に対して、納付督促、督促状の送付及び時効更新措置を適時適切に行うこ

と、並びに消滅時効が完成した場合の不納欠損としての整理を直ちに行うことについて、通達を発出するなどして、改めて指導すること。また、労働局に対して、強制履行の請求の依頼について、具体的な手順等を示した上で、適時適切に行うよう指導すること（会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの）

イ 多数の不正受給返納金等債権の債権管理を効率的かつ効果的に行うための方策を十分に検討した上で講ずること（同法第36条の規定により意見を表示するもの）